

## 平成30年度地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成30年度千葉県地籍調査事業計画を変更したので、同条第5項の規定により公表する。

調査を行う者の 名称	調査地域	調査期間
千葉市	千葉市緑区椎名崎町及び緑区誉田町の各一部の区域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
木更津市	木更津市下内橋、下郡、茅野、真里、真里谷、曾根、貝渕、新田、吾妻、富士見及び中央の各一部の区域	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで
東金市	東金市清名幸谷の全部の区域並びに田間、北之幸谷、二又、山口、福俵及び上谷の各一部の区域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
八千代市	八千代市米本の一部の区域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
君津市	君津市常代、貞元、八幡、杉谷、上湯江及び下湯江の各一部の区域	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで
浦安市	浦安市高洲の一部の区域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
南房総市	南房総市千倉町大川及び千倉町白間津の各一部の区域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
山武市	山武市木原の一部の区域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
大網白里市	大網白里市北今泉の一部の区域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
印旛郡栄町	印旛郡栄町北、四ツ谷、請方、布鎌酒直、中谷、長門谷、大森、布太、和田、脇川、四箇、押付、曾根、西、三和、南、安食字前新田、安食字十五町歩、安食ト杭新田字立嶋及び安食字谷前の各一部の区域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
香取郡東庄町	香取郡東庄町平山、高部、青馬、今郡、羽計及び谷津の各一部の区域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
山武郡芝山町	山武郡芝山町高田、新井田及び新井田新田の各一部の区域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
長生郡睦沢町	長生郡睦沢町佐貫及び上之郷の各一部の区域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
長生郡長生村	長生郡長生村一松、本郷及び信友の各一部の区域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
長生郡白子町	長生郡白子町五井、八斗、古所及び剃金の全部の区域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
長生郡長柄町	長生郡長柄町味庄、国府里、山根、千代丸、桜谷、徳増、長富、小榎本及び立鳥の全部の区域並びに六地藏、長柄山及び榎本の各一部の区域	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで
長生郡長南町	長生郡長南町千田及び竹林の全部の区域並びに長南、豊原、岩撫及び水沼の各一部の区域	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで
夷隅郡大多喜町	夷隅郡大多喜町八声、堀之内、石神、大戸、部田、上原、柳原及び小谷松の各一部の区域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
安房郡鋸南町	安房郡鋸南町元名の一部の区域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

※木更津市、君津市、長生郡長柄町及び長生郡長南町における一部の地区については、令和元年度に事業実施。